

和書門類		一三一九五號
二七函	一三架	六冊

內閣文庫		和書類
三一九五號	六冊	二架

內閣文庫	
番號	和 13195
冊數	6 (5)
函號	269 17

欽記

五



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak





評註
校訂

神皇正統記卷之五目錄

第七十一 後一條天皇

第七十 後白河天皇

第七十三 堀河天皇

第七十四 鳥羽天皇

第七十五 崇徳天皇

第七十六 近衛天皇

第七十七 後白河天皇

第七十八 二條天皇

第七十九 六條天皇

神皇正統記卷之五

第八十 高倉天皇

第八十一 安徳天皇

第八十二 後鳥羽天皇

第八十三 土御門天皇

第八十四 順徳天皇

第八十五 後堀河天皇

第八十六 四條天皇

第八十七 後嵯峨天皇

第八十八 後深草天皇

第八十九 龜山天皇

第九十 後宇多天皇

評註 神皇正統記卷之五

准后源親房公撰

延久元年置記
欽明帝親聽政
帝性剛明自在
諸王時每嘆臣
強君弱居東宮
二十三年好學
脩德密習國家
故事常切齒巫
相及即位每事
裁抑時稱聖主
仰望中興頼通
久已忌之自帝
即位便託差病
恒居卒治莊不

○第七十一代三十八世後三條院諱ハ尊仁後朱雀第二の
子御母ハ中宮禎子内親王陽明門院ト申三條院の皇女ナリ朱雀
の御素意そゝあり大弟小立たまひさまと三條の御末すえを
けたまへしむりしるた先侍りし西流の内うら外小
うけたまひし繼體の主わたりやれうましき戌申のや即
位已酉いづ改元この天皇東宮とうぐうあり久ひさくおそしき
ハ志し修しゆハ和漢わかんの文顯密えんみつのそくままぐももららううらら知
らせたまし詩歌しうか此御製ごせいもあまこ人の口くちふふををななめめ後

神皇正統記卷之五

與政事教通雖在相位備員而已以源師房若大臣尋用大江匡房二人皆拔賢才公平賞罰帝素勵精圖治於是俗反淳蒸請託不行郡下肅然古道再昌史論曰一條以來政歸戚里黨親連體根據於朝廷矣而帝躬紆大政以陽剛之才應虎變之象克已勵精宵衣旰食宜其君子豹變小人革

冷泉のそ名はま世の中あはれ民間のうらへあまき四月
よを位小居たまひしうをいまご秋のをあもあま
め小世の中にあわうみま有徳の君あまし
やぞ申候と人をなけりめ記録所とりし所まあれ
て國々のおとろへたることをなれき延暦天曆より
るれとあまきとやふうしき御事をせんう天下を
をあたまふとや四年太子小ゆづる尊号ありのらふ
出家せあをたまふこの御時よを執柄の権あへら
て君の御みけう政をせたまふとやふうをな
まあされがそのころまも譲國の後院中あ政勢あ

面而炳煥明盛之治如日月之麗乎天也大江匡房所謂可比隆於兼和延喜者可以頌帝德而德超其尊尚節儉吏稱其職民安其業殆有漢宣之風可謂中興良主進蹤近江朝廷矣帝以多病讓位皇太子延久五年五月七日崩于大炊御門葬落東神樂岡南

まの見えび四十歳おきしき
○第七十二代第三十九世白河院諱の貞仁後三條第一の
子御母の贈皇太后藤原の茂子贈太政大臣能信のむらめ
實の中納言公成のむらめを壬子のや即佐甲寅の政
元のやへのあまをあはれ野の行幸なにもあま
た白河小法勝寺をたぐ九重の塔婆をむの御願
の寺なにも超えたるをなれをけうのるさ
せたまひたる此後代とやふうらけさ御願寺をた
しを造寺熾盛のそあまを造作のたあ小諸國の重
任たぐりしとやあわなを受領の功課たぐり

諱貞仁

帝聖西河詩歌
 管絃三舟陪旋
 諸臣各隨能分
 載
 帝曰天下無不
 用朕命者惟不
 如意者鴨河水
 雙陸采山法師
 而已
 帝深信仏教自
 書金字大藏經
 受法華經玄義
 文句止觀等於
 僧某某屢宣法
 勝寺使千僧誦
 經其慶金字大
 藏經教遍雨停

以封戸莊園ありてせおくれくまらやふ國の費とてを
 たるまへんべしとて天下をばさめたるまへん十四年太子小
 ゆづり尊号あり世の政をばめり院中よりせたる
 子のらふ出家せしきたまひてもをわそのまへり御一
 期なきをばせまへりきおを位あり世をばせたるまへり
 こやむりてをばせまへり孝謙脱履の後あり廢帝の位
 小居たりまへりまへり見えたりて古代のこやをばせたる
 けりては嵯峨清和宇多の天皇もたゆづりてのぐせり
 まへり圓融の御時ありてせたるまへりまへりありて
 小や院の御前より攝政兼家の大臣兼つり源時仲の朝臣

之帝怒以為雨
 有罪乃盛雨而
 下獄時人謂之
 囚雨凡帝終世
 四幸高野八幸
 熊野慶徳像建
 佛塔不可勝數
 上甚好色幾亂
 禮經後世以為
 保元之亂實兆
 於此

應德三年傳位
 於皇太子為太
 止天皇
 山縣禎曰白河
 帝遜位而聽政
 於院中鳥羽微

を参議みたるはたのち小野宮の實資の大臣をばり傾
 け申されりやをばせり上皇ありてせたるまへりまへりありて
 おりては時ありては執政の政をばせり宇治の大臣の
 世やをばりて三代の君の執政ありて五十余年権を專らありて
 らる先代ありて關白の後ありて如在の礼ありてありてありて
 たるありてはをばせりありてありてありてありてありてありて
 ありてありてありてありてありてありてありてありてありて
 あやみありてありてありてありてありてありてありてありて
 即關白をやりて宇治よりありてありてありてありてありてありて
 臣關白せりてありてありてありてありてありてありてありてありて
 踐祚の時
 のちありてありてありてありてありてありてありてありてありて

申皇正統記卷之五

三

之後白河又傲之於足紀綱大索是非顛倒終失天下之大權矣蓋其始懲相門專權欲救其權而不得其道者也故古之明王擇賢而任之不致自用百官稱其職垂拱而天下治矣夫天下之廣機務之夥豈一人智慮之所能及哉而欲必統之於已固不可也况愛憎任意所置失當乎宜哉時勢反覆天下之大

まゝこの御代あり院あり政をさうせたまへん執柄をたゞ職ふられしをたゞりむらふをさぬされどこれよりまゝさきさきごとく一變ゆるやむべしん執政世をおこされしや宣旨官符ありて天下の事の施行せられしこの御時より院宣廳の下文をおこせしおよそ在位の君より位ふられしをさへるむらふれ世のむねまかぬをさへるをさかやまの城南の鳥羽より所小離宮を立土木の大をさしをみあきむらゝいおる位の君より朱雀院よりまゝを後院といふまゝ冷泉院より然の字火事の字よりあおむらゝい

推一本其手而不能復收矣

帝性豪邁事好勇壯當著盛服尚侍或從側整正衣冠便叱使退曰不須學執袴子態

大治四年七月七日崩於三條鳥丸房火葬香隆寺乾野納御骨鳥羽成菩提院諱善仁

ふらの所々ありをせたまへん白河より後あり鳥羽殿をもらく上皇御座の本所よりゆめられしを御子堀河の御門御孫鳥羽の御門御曾孫崇徳の御在位より四十年在位より十四年院世をさしを院中の礼をさしを御心のみふ久くたれをせたまへん御代より七十七歳あり

○第七十三代第四十世堀河院諱善仁白河第二の子御母の中宮賢子右大臣源頭房の女關白師實の大臣の猶子あり丙寅の即位丁卯改元ののみや和漢の才ま

申皇正統記卷之五

帝不孝其父三綱際而五倫廢保元之乱已胎胎于此禍及教世而不已至使天下生灵肝腦塗地何其慘也嗚呼後之人君可不戒哉

保元元年七月二日崩於鳥羽殿即夜葬鳥羽安樂院新御塔諱顯仁

大治四年山陽南海盜起上皇救備前守平忠

ら御子の義あはれ重服をさせたまひてをこはる院中
あゝ二十四わんそのあゝ御出家あゝうやをせ世
をせたまひひきさせを院中のあゝきたるうあ白
河鳥羽の二代やまゝいげなるを五十四歳あゝ

○第七十五代崇徳院諱の顯仁鳥羽第二の子御母ハ中宮
藤原の璋子待賢門院と申入道大納言公實のむらめを癸卯の
即位甲辰小改元五年戊申のや宋の欽宗皇帝清康
三年あゝ宋の政いれいよを北狄の金國おろし
上皇徽宗あゝび小欽宗をてて北ふるをぬ皇弟高宗

盛道捕之
永治元年帝禪位于皇太弟帝雅無去位之志法皇欲立美福門院所生故速禪位

山縣禎曰崇徳帝五富春秋未嘗有失徳而遽奪之位近衛帝生而三歳未足為天下之父母而立為天子上皇賢溺私愛而背父子之道忘社稷之重人欲肆而天理滅矣国欲不乱得乎

江をりたをく杭州やらやとろ小都を立て行在所に
南渡しひいれをるの天皇天下を治めたま事
十八年上皇と御中らゝるよううをせたま
ひき保元ふらやあゝ御出家あゝ讀岐の國ふうら
されたまゝ四十六歳あゝ

○第七十六代近衛院諱ハ躰仁鳥羽第八の子御母ハ皇后
藤原の得子美福門院と申贈左大臣長實のむらめを辛酉の歳
即位壬戌小改元天下を治めたま事十四年十七歳
世をばやくまゝ

○第七十七代第四十二世後白河院諱ハ雅仁鳥羽第四の

長寛二年八月廿六日崩於讚岐国支度宮火葬白峯西北阿野郡白峯陵

諱 重仁

帝不豫有怪鳥每夜鳴度寝殿屋上救源頼政射之

久寿二年七月廿三日崩葬舟岡四野

諱 雅仁

保元元年法皇崩于鳥羽上皇

子崇徳同母の御弟を皇近衛の鳥羽の上皇鍾愛の御子を
了一お早世一ま一くね崇徳の御子重仁の親王はせ
たふべうま一お本よ御中らひま一る一うらぶやみ
ぬ上皇おわりめ一まはるひまねこの御門をせたま
ふ立太子もたくるまごお居させたまふ今この御まを
のみくを継躰したまへをまするるる天命をぞおええ侍
る乙亥のや一即位丙子お改元年号を保元中一鳥羽晏
駕あま一うべ天下をまうせたまふ左大臣頼長ときこえ
し知足院の入道関白忠實の次郎を法性寺関白忠通
の大臣この大臣の兄あく和漢の才たくるひゆ一執

入臨及門雅方
稱遺詔拒不納
上皇大恚而還
謂藤原頼長曰
以古揆今孝德
有皇子而義紆
者天智也淳和
有皇子而嗣位
者仁明也華山
先於一條三條
先後朱雀殿雖
不德先帝之長
子位忝萬葉等
居上皇皇統所
繫非重仁而誰
先帝捨之立誰
文匪武之小子
父子枝蔓朝野
失望朕欲棄此
機乘大義公意

柄ゆくけくへられきこの大臣も漢才いたくくまこえ一
ろや本性あ一おま一なるやを父の愛子あくよまこえ
お申請られまごべ関白をばおきねから藤氏の長者おま
ア内覽の宣言をうううう長者の他人おまこえこや構
政関白をばまらるるその例を一内覽のむ一醍醐の御
代もごめはれた本院の大臣と管家と政をたせけらぬ
時あひをうびくその号ありきや申しねごと本院も関白お
のあつねその例たごうや兄の大臣の本性おまや
おま一まねおまひりねねはまゆく過されたる近衛の
御門うくせたまひ一ころを内覽をゆめられねたごうか

申皇正統記卷之五

何如頼長素諳
事上皇是以贊
成其事謀願泄
帝使下野守源
義朝收小監物
藤原光貞等於
東三条殿鞠之
時上皇召兵道
路駿擾救義朝
及檢非違使源
義康警衛禁內
遣檢非違使平
基盛源季實平
惟繁等干近畿
諸路捕兵士齋
甲入京者上皇
潛入屋白河宮
頼長間行赴之
帝告急美福門
院門院橋遣詔

うゝみもふくみ大方天下をまがまうまがふやけくくせひ
ろくや崇徳の上皇を申せしめく世をみくららる父の法皇
りんがりんが晏駕のち七ケ日むくくやあままん忠孝の道くけふけ
るごやく見えたる法皇もくく悟ららぬたまひひくくや
平清盛源の義明等等おめくめおやせく内裏をままりつたたくくま
けくくづきづく救命ああまききくく上皇鳥羽鳥羽をいいぐたまひ
くく白河の大炊殿大炊殿とりりややころろくくままくくお兵をあららめめら
くくそれバ清盛義朝等お救くくく上皇の宮をせせたたららる官軍
うけおおののくくくく上皇ハ西山の方おおののぐぐれれ左大臣左大臣ハお
ぐぐれれ矢矢ふふああたたくく奈良坂邊奈良坂邊ままぐぐおおちちゆるゆるままくくおおけける

召安藝守平清
盛警衛禁内
頼長博學多識
常以經濟自許
忠通工歌詩善
嘗頼長非曰是
小枝非經濟之
學也

永井定宗曰昔
應神帝欲舍長
子大鶴鶴而立
季子推郎子帝
崩兄牙相讓不
登天位三年推
郎子患之自教
於是大鶴鶴始
即位仁德帝是
也古賢王重天

小客死せられぬ上皇御出家ああままくくううややををけけ讚岐ああくく
されたままふ大臣の子子もも國々へけけるる武士武士ややもも
おわわくく誅誅ふふぬぬその中お源源の爲義義とききくくええるる義朝
くく父をいいるる御御くくるるけけくくああままんん上皇の御方
ゆゆくく義朝と各別各別おおちちううぬぬ餘の子子どもどもらら父お属属くくくくお
くく軍軍ややづづれれくく爲義爲義もも出家出家ままくくくくをを義朝ああつつくくくく
誅誅せせくくくくををたたええくくををふふももくく嵯峨嵯峨の御代御代おお奈良
坂坂のたたくくううひひああくくのちちハ都都お兵革兵革くくくくくくくくくく
くくふふそれそれくくををふふぐぐれれををめめるるもも時運時運ののくくををめめるるははが
たたくくおおわわええくくくくの君君の御乳母御乳母の夫夫もも少納言少納言通

倫如斯矣夫天下者重器也然較之父子兄弟其輕如敝屣故孟子曰行一不義殺一不辜得天下不為也今新院挾入欲之私不顧父子兄弟之義先帝崩肌層未寒以甲兵爭室祚當是時忠通與賴長兄弟相軋為義與義朝父子相角清盛與忠正叔姪相攻暴乱如此神武以降千八百余年未嘗之有也自是

新皇正統言精之

憲法師とつひの藤原の儒門より出たり宏才博覽の人
かりきかれや時ふあをびり出家志するもよこの御代
ふりみぐく用ひられく内もの天下のこやさけくも
らひ申々大内白河の御代よをひきく荒廢く里
内裏ふのみまき謀をめぐり國のほいんをか
くはくをたそけたえふたる公事どもを申おふをひき
まぐく京中の道路をくもく清めくむくふうを
たるらぐくあをあらり天下を治さるたすく三年太
子ふゆぐく例のあやく尊号あをく院中あく天下を志
らせたまふくや三十余年そのあのごお御出家あをく

而後至千慶長
太平之運四百
有餘年臣子殺
君父嫡庶争統
親々相殘者不
可勝計本朝風
俗之類敗教化
之乱壞實推輿
干斯
建久三年三月
十三日崩火葬
蓮華王院東法
華堂
諱守仁
信西明鍊庶務
洽聞富才廷臣
無出其右上皇
特倚信之朝廷

政勢のうらうら白河鳥羽兩代のごやうさねやうら
はる亂世ふあせたまひくをあらりく五代の帝
の父祖あく六十六歳おまき
○第七十八代二條院諱ハ守仁後白河の太子御母ハ贈皇
太后藤原の懿子贈太政大臣經實のむらめをう戊寅の年
即位己卯小改元年号を平治ゆり右衛門督藤原の信賴
やうし人あを上皇ゆみく電せあきたまひく天下のあ
とをさくまきくせらゆくまをあらゆねおごりのま
るるまゆり近衛の大將をのぞみ申くを通憲法師い
ゆめ申くやみぬその時源義朝朝臣が清盛朝臣ふあをえ

申自正統正統正統

大事莫不由出
信西亦以為已
任

平治元冬中納言信賴左馬頭義朝率兵反左衛門佐重盛擊破之丁丑信賴伏誅初信賴為上皇所寵稍預政請任近衛大將上皇將許之信西諫曰大將重任也自非華胄不敢輕授若信賴任之恐取禍敗願少留聖思上皇不悅信西退乃因唐安

祿山事之上上皇未寤信賴聞之稱疾不朝時大宰大貳平清盛結姻信西勢位稍踰義朝以故義朝意懷不平屢常執執信賴知之深自結納又與推大納言藤原經宗右迎衛中將成親檢非違使別當惟方陰相結欲乘隙而發會清盛如熊野信賴遂與義朝等率兵夜圍上皇於三條殿縱火燒宮殺傷狼藉

らねくうみまをゆくめまをねをあひうさひく叛逆を
おもひくまだくま保元の乳よの義朝が功たう侍
々れぞ清盛の通憲法師が縁者ふをうくこのほろあめ
しつらちる通憲法師清盛等をうさひく世をわさきま
まふせんやをけうくひく清盛熊野ふまうくく隙を
うくひく先上皇御座の三條殿とひやうくを中きく
大内ふうけし申し主上をもめさうふおしん奉る通
憲法師のふれがたぐやあまさんみけうらうせぬその子
まもやうく國々へちがけけうく通憲も才學あまう
ろもけうくうまをねぞおのふ非を志ま未萌のまはまひ

まふせぐまの知分やうひたをさん信賴が非をいさ
め申々れや我子どもい頭職頭官ふのりま近衛中將あど
あはくを泰議以上ふあがれとあまきかくてうせめ
うまこれも天意ふたぐうやうらあうやうふらやうた
がひを清盛このうままき道よまのりま信賴うこ
らひおまひる近臣この中ふらうらうまらる人々あま
て主上上皇を志のびくいたう清盛が家ふうけ
申しをまをれまら信賴義朝等を追討せうまやれく
ちぬ信賴のやうまをれく首をささる義朝の東國へま
けうくのふれうまや尾張のくまううたまぬその首を

幽上皇於一品
御書所遷帝於
黑戶御所信賴
自為大臣大將
以義朝為播磨
守是日白虹貫
日信西素善天
文推赤入奏天
變會皇宴游
不得面陳察告
宮女而出直走
南部踰信樂山
又見星變謂我
不免乃穴地自
瘞用竹筒通氣
息信賴遣出雲
守光保素而獲
之斬首梟京師
時義朝于義平
勸信賴要清盛

梟せられしに義朝重代の共たすし人保元の勲功を
られがごとくをなすし父のくびきをきり世たすしと大
いなるやがたを古今もきりし和漢もたあしと勲功
ふ申うけりやもみづら志をぞくやもなすし父をきて
たすくる道をうりつぎ名行けりしをみおぼしむる
はあふその身をまたくまへきあらじむらさきの天理を
アおよそするにやその身のやがいはゆるこゝろあく朝
家の御あやまをたうりく安あつてごうまうふそのころ
名臣もあまごあましやまご通憲法師よりけ申おまふ
ひふたごうのあめ申さばアなる大義より滅親しる

於安部野信賴
不從既而清盛
聞來自熊野還
竊遣非藏人尹
明於大内為奉
迎謀時經宗惟
方亦悔黨賊勸
帝出宮帝着官
人服駕車出藻
壁門遂幸六波
羅上皇亦變服
騎馬幸仁和寺
帝使清盛及子
重盛討信賴義
朝大敗之義朝
東走信賴潛至
仁和寺求哀上
皇上皇為手書
請宥其死帝不
聽命斬之悉捕

こやのあやま石碯せし人その子をころりたるこやま
ア不忠の子をころりし理アかり父不忠ありやも子
てころりしや道理なり孟子おたし人をやきていん
ふ舜の天子たすし時その父瞽叟人をころりしやあま
を時の大理なり臯陶とて人たすし舜のいりしたま
ふべきやらふふ舜の位をきて父を負て去りしやあ
ア大賢のをし人をたすし忠孝の道ありしやあま
もべり保元平治よまごころのこゝ天下みごまご武用けり
小玉位うりしやあまのいりしと太平の世おうなすけりし名
行のやがれざりし似よなるこやまが見えざるかきり志

其黨禱及黨七十人官職賞
清盛重盛功授
官進位有差自
是清盛威權稍
熾

永曆元正月内
海莊司忠致殺
義朝及鐵田正
清

栗山愿曰祝虎
投穿誰不快乎
殺之也究鳥入
懷誰不惻乎放
之也有罪與無
罪也自古逆賊
世有而未有益
朝也蓋忍乎究
有焉忍乎子也

〜志げしれア〜お主上上皇御中あ〜て主上の外舅
大納言經宗のちふり〜うんされ〜御めのや子の別當惟
方等上皇の御意ふらむさされの清盛朝臣ふおちせくめ
〜〜へられ配所ふけらるるこれよを清盛天下の権
まわ〜さ〜あ〜あ〜あ〜太政大臣ふあ〜その子
大臣大將ふあ〜あ〜兄弟左右の大將あ〜なるを
さこの御門の御世の事を〜ねも 天下の諸國のち〜を
ありきけい〜ふ〜のせぬ 一門家僕ふ〜あ〜け
〜らま〜家領や〜官位いあ〜一門家僕ふ〜あ〜け
〜王室の権は〜ふ〜あ〜あ〜あ〜の天皇天下を
治めたま〜〜や七年二十三歳お〜〜〜

甚矣忍乎子有
焉忍乎父亦既
酷矣忍乎父又
將以忍乎君也
雖忠致不忍乎
誅而天下將忍
而誅焉世以惡
淨海之甚而至
義朝則不之罪
友曰忠致源氏
世臣我其君義
朝故逮頼朝復
仇無遺族名義
不明也其如此
夫夫忠致高望
王之後世位王
官世司王邑大
江匡房歷華一
條帝得人以平
致類列源頼光

○第七十九代六條院諱ハ順仁二條の太子御母ハ大藏少
輔伊岐の兼盛がひらめたる〜その品りや〜〜贈官 乙酉
の年即位丙戌ふ改元天下を治さめたま〜〜三年上皇
世を志〜せたま〜〜二條の御門本よ〜〜るよ〜
ぬ御〜〜を〜〜ゆえ〜〜やり〜〜〜議國のこ〜あ〜さ御
元服た〜も〜〜〜十三歳〜世をば〜〜〜
○第八十代第四十三世高倉院諱ハ憲仁後白河第五の御
子御母ハ皇后平の滋子建春院門 贈左大臣時信の女を
戊子の〜即位己丑ふ改元上皇天下を知せ〜〜
り〜の〜清盛権を〜〜〜

之上、頼光者義朝之先而忠致乃致頼之曹也。世系位祿未必在義朝之下、聞其為邪誅賊未聞為下獄上也。若謂之忍殺、授我之突鳥、則似也。而義朝乃食人之虎、執之者無禁而併之者有功、今將不惡嗾入而惡為之併、不亦悖乎。自源頼朝之後、稱呼名号既已、亂而稱官、小說從而録之、是非之消真、好惡之相

亦皇正統言者之五

ふこの御代のあやをたる其女徳子入内、女御とて即立后、あやをさきまを治りてや、くやとら、く反乳のきまをえあや清盛一家非分のよ、天意をさむき、きまをふこを嫡子内大臣重盛、わく、ろむえ、は、く、て父の悪行あやもい、はめと、は、く、る、さへ世をさや、く、ぬ、つ、く、お、ご、を、ま、き、は、め、権、を、ち、り、き、ま、を、よ、け、時、の、執、柄、を、く、菩、提、院、の、関、白、も、京、中、を、い、ご、は、り、その、あ、り、ふ、は、み、せ、う、く、人、お、わ、く、ま、き、從、三、位、源、頼、政、と、い、ひ、者、院、の、御、子、以、仁、の、王、と、く、元、服

友豈特此也哉

永万元年七月廿八日崩火葬香隆寺良野

謹、頼、仁

仁安二年以平清盛為太政大臣、三年帝甫五歲、上皇與清盛議、詔讓位於皇太子、守帝為太上天皇、末冠之上、皇自古無有、世益奇之

安元二年七月

い、あ、や、く、や、親、王、の、宣、を、く、た、お、を、く、て、う、た、も、く、さ、る、宮、お、お、せ、く、を、い、め、申、く、國、々、ふ、あ、り、源、氏、の、武、士、等、あ、わ、ひ、ふ、ね、く、平、氏、を、く、を、も、ん、や、も、う、く、ま、り、く、や、あ、う、を、れ、て、皇、子、ト、う、く、を、も、れ、た、ま、ひ、ね、頼、政、も、あ、ら、び、ぬ、う、く、は、や、それ、も、ま、み、だ、れ、を、先、く、く、を、義、朝、朝、臣、づ、子、頼、朝、前右兵衛佐從五位下、平、治、の、ら、り、六、位、の、藏、人、た、り、信平、治、の、乳、お、死、罪、を、頼、く、く、と、お、く、く、く、く、時、よ、任、官、を、い、ご、申、あ、ご、む、る、人、あ、や、く、伊、豆、の、國、お、配、流、せ、れ、く、あ、い、く、の、年、を、お、く、ま、り、が、以、仁、の、王、の、密、旨、を、う、け、た、ま、う、る、院、よ、ま、る、し、の、び、く、あ、わ、せ、は、り、を、及、道、お、ま、を、れ、ぬ、東、國、を、い、め、く、義、兵、を、お、こ、く、ぬ、清、盛、の、い、く、悪、行、を、の、こ、う、く、を、れ

申、の、三、年、己、未、年、八、月

七

十八日崩于大納言邦綱茅葬洛東清閑寺

諱憲仁

嘉應二年誅流人源為朝為朝為人尉岸奇偉

意氣豪爽膂力絶人

治承三年内府重盛薨重盛常憂父淨海驕暴每事諫諍

帝賢明仁孝温不形色才藻英

發初帝幼時有獻楓樹者帝極愛之命藤原信

ハ主上ふくくちのづせたまふもろくハ遜位のあこわり
も世をのやませまうくゆえんを天下を成さるる

ふらや十二年世の中は御りのまや軍家の取分あが先

申は神をりたれ安藝の嚴嶋よかんまのせたまひけ

アとの御門御ころもろもめむたかく孝行の御あつらひ

ふらやアと管絃のうたもむれくおそくまうく尊

号あつらやむく世はやくしたまふ二十一歳お

○第八十一代安徳天皇諱ハ言仁高倉第一の子御母ハ中
官平徳子建礼門院太政大臣清盛がむゆめちう庚子のや

即位辛丑ハ改元法皇をハ世をハせたまふ平氏ハ

ハおらるるまをハ諸國ハもむみだれぬ都をハへ

はらへハやのハ攝津國福原ハ清盛ハむむところの

有ハハ行幸せはを申ハ法皇上皇もおれハ

たてまつる人のハみおわくきえんたれハやう

たてまつるハハほやもあハ清盛ハ次男宗盛ハ跡

をたぎぬ世のハれもろハ見ハ内大臣ハ任ハ天性

父も兄もおよむハハ威望もハ

ろハ東國のハハ平氏の軍所々ハ

て利をハハ法皇ハのびハ比叡山ハの

成守之一日仕
丁將飲酒剪枝
為薪以煖酒信
成見而大驚收
仕丁將寘之罪
會帝使信成上
其樹信成具奏
其狀叩頭請罪
帝從容曰唐詩
有云林間煖酒
燒紅葉誰教仕
丁作此風流無
復所問

治承五年正月十四日崩於平頼盛茅葬洛東山麓清閑寺法華堂

諱言仁

以仁親王與源
賴政起兵謀除
清盛不克而死

史論曰賴政勳
以仁王以舉大
事其志有足壯
者然特僧兵為
輕重及受其累
非策也為敵所
逼披平等院非
地也事皆出於
急遽倉皇非有
深謀遠慮庸有
成乎然君子不
以成敗論人當
是時法皇被幽
新院危若綴旒

神皇正統記卷之五

せれきよ平氏力をまじや主上をせめ申し西海に没
落し中三々せむるあり平氏ころく滅亡清盛の
後室從二位平の時子といひ人この君をいたきたくま
はり神聖をふやしらあり寶劔を腰おはみく海中にい
りぬあはまうらうらう乳世あり天下を治さたすしこや
三年八歳おまうくき

○第八十二代四十四世後鳥羽院諱の尊成高倉第四の子
御母の七條院藤原殖子先代の母義おちくは后宮はさくぬ贈后をり院号ありの七條院号立后たくる
の立后此のらひめあちるこの七條院号立后たくる
院号のほどもめたりたぐいし准后の敷ありあり入
道修理大夫信隆のむひめをり先帝西海に臨幸あり

悲藉以仁王之
令旨則義旅何
由而與臨死慷
慨不失武臣之
節其所激勸湲
礪者多矣異日
源賴朝殄滅平
氏豈非賴政首
倡之力歟

治兼四流人源
賴朝奉以仁王
令起兵將討平
氏源義仲亦起
兵信濃應賴朝
移檄而募兵邑
勢日熾
源義仲在京師
暴橫掠法皇莊
園縱士卒侵牟

や祖父法皇の御世をうらうを都へうらうらひ攝政基通の
大臣が平氏の縁を供奉せられうらやのあめ申はるも
うらあをうらうや九條の大略邊うらやうらうれぬその
あつ平氏の親族をうら人々の御供はるまうらう人たうら
うら還幸ありづきよ院宣ありくれや平氏兼引し申は
びよるく太上法皇の詔をうらこの天皇たやせのまひぬ親
王の宣旨をうらまが皇太子とてそれとら受禪の義
あを翌年甲辰ふあうる年四月ふ改元七月ふ即位この同
胞ふ高倉の第三の御子まうらうら法皇この君をえ
らびはる先申したまひるるを先帝三種の神器をあひ

神皇正統記卷之五

良民源頼朝使
其弟範頼義經
將兵討義仲大
破之義仲伏誅
救頼朝討平宗
盛範頼義經乃
進大破之平氏
於一谷宗盛等
奉帝泛海奔讀
岐

壽永四年三月
廿四日

具せしむるたまひにゆゑお踐祚のまじめの違例ありしに
しうやも法皇國の本主より正統の位を授けしに
皇太神宮熱田の神ありしにうよまりをたまふにや
天位はごごしにありしに平氏ありしにのち内侍所神奎と
うへにありしにたまひに寶劔のけいお海にけいみく見え
そのころありしに晝の御座の御劔を寶劔お授せられたり
しに神宮の御告より神劔をたたくまはせられたりしに
近ごろまじの御守にありし三種の神器のこやの所
々お申ししにうよまりの内侍所の神鏡をうへに八咫の
鏡と申し正統の皇大神宮ありしにひたたくまはせられたりしに内侍所

鑑筆成

文治元年源義
經大破平氏於
壇浦四月奉建
礼門院及鏡奎
入京師源頼朝
以勳平氏功起
叙従二位義經
屬逸平宗盛父
子於鎌倉

宗盛父子彼擒
入京觀者喧擾
有厲教人立有
一人曰牙謂厲
隣王一人曰何
也曰伊平宗盛
一人位高望重
而一家自殺不

まじの崇神の御代お鑄りしに御鏡をうへに
上の御時天徳年中お火事ありしにたまひに圓規
うへにありしに後朱雀の御時長久年中うへに火あり
しに灰燼の中よりひたたくまはせられたりしに油あり
しにあらたたくまはせられたりしに正統の御代ありしに
万代の宗廟ありしに寶劔も正統の天の襲雲の劔の草
や申熱田の神宮ありしにひたたくまはせられたりしに西海ありしに
崇神の御代ありしにけいみく見えしに熱田の神
ありしに末世の志ありしにややうありしに熱田の神
ありしに御ありしに新羅國ありしに道行ありしに法

神皇正統記

能同死苟生就
困如是不知醜
甚困不若吾輩
也傍人聞其言
有理驚嘆曰心
智誠不由形醜
乎厲曰病命哉
賢者不免病厲
吾心豈與形醜
乎
源賴朝遣北條
時政守護京師
因用大江廣元
之譏使時政奏
曰行家義経逃
亡難輒搜捕若
隨聞發兵則郡
國虛耗其費不
貲請諸國置守

師來^まり^しめ^のみ^たく^まは^るし^て神^まを^らし^める^を神^まを^らし^める^を我
國^のま^はり^たま^はる^の兩^種の^正躰^むし^らみ^らし^める^を
ま^はり^たま^はる^の天^皇の^中に^代り^し御^まを^らし^める^を國^土の^ま
な^きひ^らか^らな^かり^した^まを^らし^める^を寶^劍の^まを^らし^める^を如
在^のま^はり^たま^はる^の申^した^まは^るる^を色^の神^聖の^八坂^瓊の^曲玉^と申
は^る神^代の^まを^らし^める^を今^ふら^はる^の代^々の^御身^をま^はり^たま^はる^を
ま^はり^たま^はる^の海^中の^まを^らし^める^をび^つた^まは^るる^をま^はり^たま^はる^を
三^種の^御ま^をら^しめ^るま^はり^たま^はる^をま^はり^たま^はる^をま^はり^たま^はる^を
ま^はり^たま^はる^のま^はり^たま^はる^の上^古の^神鏡^の天^德地^久の^災あ^らわ
ひ^草薙^の寶^劍の^海の^まを^らし^める^をま^はり^たま^はる^をま^はり^たま^はる^を

護莊園置地頭
就可在逮捕則
可不勞而自定
矢常賦之外計
畝課在糧又請
為六十餘州總
追捕使自是兵
權歸鏡倉朝廷
失授取之術矣
源義経逃赴奥
託藤秀衡秀衡
館之衣川文治
五年頼朝奏請
救秀衡于泰衡
誅義経義経自
殺泰衡傳首鏡
倉
史論曰義経智
勇勇備雖韓白

う^まら^しめ^るま^はり^たま^はる^の國^の三^種の^正躰^を
ま^はり^たま^はる^の眼^目の^まを^らし^める^を福^田の^まを^らし^める^を日^月の^天を^め
ら^んち^やら^ひの^まを^らし^める^をま^はり^たま^はる^の天^照大^神の
救^ふ寶^祚の^まを^らし^める^をま^はり^たま^はる^の天^地の^まを^らし^める^をま^はり^たま^はる^を
ま^はり^たま^はる^のま^はり^たま^はる^の世^の中^のま^はり^たま^はる^をま^はり^たま^はる^を
ま^はり^たま^はる^の西^海の^まを^らし^める^を源^義仲^のま^はり^たま^はる^のま^はり^たま^はる^を
ま^はり^たま^はる^の征^夷將^軍の^まを^らし^める^をま^はり^たま^はる^の官^のま^はり^たま^はる^を
ま^はり^たま^はる^の東^夷征^夷の^まを^らし^める^をま^はり^たま^はる^の將^門の^まを^らし^める^を

無以過焉故能
慶平氏於西海
建不世之勲然
恃功專恣不思
善後策醜醜諛
慝克牙不能相
容身為亡虜流
離狼狽可勝痛
惜世傳義經不
死於木川館遁
至蝦夷不知其
果然否也義經
機警絕人臨危
踏險而不死者
教其必不投首
於庸劣之秦衡
矣云

ふ右衛門督忠文の朝臣征夷將軍をうねく節刀をたまたむ
しうをくぬさひはくたえく任せられ義仲をうねめ
てをうねにたるあまをたるこやあひくして上皇御いさやま
そのゆえみや近臣の中お軍を對治せんやせしふこ
きく久しうなるあさましきこやぬんいづくさの東
國の頼朝弟範頼義經等をあしのかせしうを義仲のや
く滅ゆぬはくこれよを西海へひひく平氏をたひらけ
しを皇天命きはまをぬせの巨猾もあひやひし人民の
やひうぬこころの時の災難をぬが神とらうおよむせ
なうぬぬおやうく平氏滅亡あせしうを天下ゆやのご

建久三年後白
河法皇崩法皇
讓位之後二條
六條高倉安徳
以至天皇五世
之間政皆出法
皇而為信賴清
盛義仲兼攝親
天下僅倚頼朝
頼朝以安社稷
權移霸府始自
法皇於是帝初
聽政以頼朝為
征夷大將軍
與羽強族頼朝
大舉討之既平
法皇欲賞其戰
功頼朝辭之請
賑貸陸奥宛民

やく君の御まをたぐんきうくあやえし頼朝勲功まこ
とれたをうねくたえくたえくたえくも権をわきまうくお
ひ君もまをうねくたえくたえくたえく王家の権をいひ
おやうへおき諸國お守護をおきく國司の威をおきく
くへ吏務をうねくたえく名をうねくたえくあはゆる庄園郷
保お地頭を補せしうを本所をかきくくあをれまき
頼朝へ從五位下前右兵衛佐をうねく義仲追討の賞お越
階し正四位下お叙し平氏追討の賞おまこ越階し從
二位お叙し建久のまをぬめみやけくめく京のむをうねく
かく一度お権大納言お任れまこ右近大將を兼ね頼朝を

山縣禎曰頼朝親將而征討唯此一舉耳而坐堂之陣正正之旗其鋒所向如雷霆鬼神攻取戰勝與羽強族奕世盤桓岷疆難制者不致旬而投首與羽悉平而後野分州事亦皆得其宜也其將畧才度孰能及之者耶以此觀之其能服人心而紓天下蓋亦非偶然也

延應元年二月廿二日崩於隱岐國在海嶋九十九年天下貴賤莫不感傷人皆欲啖義時肉同年五月納御骨京北大原勝林院中諱為仁正治元年源頼朝薨頼朝曰天下之推歸源氏久矣頼義義家經畧東北前後十有五年而朝廷如不聞知焉及其

永皇正統記卷之三

きり小辨退申しこれぞ叡慮ふよき朝弊ありとぞわや
わく辞退しつちの鎌倉のたらしふらん下りそのおち
征夷大將軍小辨任はれよと天下のこや東方のまふ
わうふき平氏のみぞれふ南都の東大興福寺やけめし
東大寺をふ俊乗といふ上人をたてしつれバ公家も
委任せしれ頼朝もふく随喜しつれく再興以供養
の義ふきあをたつておろかもれをありつたき
こやふや頼朝もこうねく京のわうしつれく結縁の
ためつら警固のためをうき法皇くれはせたまひく
主上世をくせたまふもくく天下を成さめたまふと

十五年あやうく太子ふゆぐりく尊号はののぎや院
中もくまき二十余年をくせたまひつれく兼久ふこやあや
く御出家あやうく隱岐の國あやうくられたまひぬ六十一歳
おまき
○第八十三代第四十五世土御門院諱ハ為仁後鳥羽の太
子御母ハ兼明門院源の在子内大臣通親のむめめをう父
の御門の例あや親王の宣下をく立太子の義をうとあや
それとら踐祚あや戊午即位己未み改元天下を成さめた
まきこや十二年太弟ふゆぐりく尊号はののぎや院の
御門あや正嫡をく御くろみをふたごきこえ

神皇正統記卷之五

奏功為將七請
賞格遷延不決
甚而日以私鬪
停之官符使其
以私恩嘔味之
則是朝廷自舍
其征伐刑賞之
柄而自之源氏
遂令東北豪傑
曰寧背天子勿
背源氏當是時
使義家一唾于
起則函嶺以東
非朝廷之有也
而不敢失臣節
以終其身乃所
以貽慶子孫也
賴朝之起也東
傑之素附焉者
爭為之用兵鋒

たまひし上皇鍾愛ふり侍されまゝくろやあぢりぬく
讓國あや立太子まごもあぢぬ侍ふまごまき義久の乳
ふ時のりたゝぬこやまごせたまひ多たあや侍まご
り侍あまゝくれがもやぢれしを玉名ともふごがれ
て阿波の國あくらくれさせたまふ三十歳おまじりしき
○第八十四代順徳院諱の守成後鳥羽第三の子御母の修
明門院藤原の重子贈左大臣範季のむひあたり庚午のや
一即位辛未に改元この御時征夷大將軍賴朝次郎實朝右
大臣左大將まごをまごが兄左衛門督賴家が子お公曉
まごひる法師おまろさるぬまごはる人きて賴朝が

所向莫不克捷
而會於國家綱
紀極壞之時恭
布所謂素附者
於七道而坐制
其命是雖其智
術有以却持上
下當終一世則
亦時勢之自至
焉而其源實出
於父祖之餘慶
焉爾夫王家自
放失其權而莫
之或收民安所
倚哉於是王族
之任其器者代
而採之以宰天
下亦不得已之
勢也賴朝初建
大業以致天下

あゝわたくしなえあき賴朝が後室お從二位平の政子と
て時政とりつらむむひあかり東國のこやまごをばあこ
おひきその弟義時兵権をやらし上皇の御子を下し申
てあまごたごまはるまごまきまごまきまごまき不許あやあり
らん九條の攝政道家の大臣の賴朝の時より外戚お侍ま
てよりみおまごくれその子をくだし扶持し申る
大つたのこやの義時がまごまごまごまご天下を治さるあた
まごまご十一年讓國あまごまごまごまごまごまごまごまご
う侍されたまふ四十六歳おまじりしき
○廢帝諱の懷成順徳の太子御母の東一條院藤原の光子

神皇正統記卷之五

三

小康而不政潜
踰恭順其迹是
以足利氏以降
更起宰天下者
皆以上將代採
國推以服事天
子莫非襲賴朝
之故者則是賴
朝為天下万世
創不得已之業
以立不可踰之
限而君臣之際
兩得其宜也不
然焉知恭採懿
卓不接踵我國
哉雖曰賴朝有
功德於天下勝
其父祖可也

寛善三年十月
十一日崩于阿
波国火幕坂野
郡里浦

諱守成

建保元和田義
盛作乱鎌倉軍
敗被殺

兼久元年實朝
謁在岡河實朝
拜神而退雨已
入夜利官僧公
曉忽然躍出拔
刀斬其首公曉
頼家之子也因
説三浦義村求
為將軍我村急

亦皇正統記卷之五

故攝政太政大臣良經のむらめちを兼久三年春のころよ
り上皇おぼしめしたつこやあまのねが俄に讓國したる
ふ順徳御身をふらあく合戦のこやまをひらの御らる
おせゆをたまはる御をうらまや新王お讓位あま
うが即位登壇まがもたつて軍やうれうが外舅攝政道
家の大臣の九條の弟へのがれゆせたまふ三種の神器を
閑院の内裏あまのつりふき讓位のけら七十七ケ日
の間志をく神器をほこるまひしうも日嗣まへく
まへたつまはる飯豊の天皇の例ふちまへ申はるま
ふこそ元服まがもたつて十七歳まがもたれまはるま

てもその世のみだををかりふおまこらおまの世の
まがもたつるもあまのねがまの下の上をのぐりや
もたつるねがまののりまをまがもたつるまへらたつるま
おまがもたつる頼朝勲功のむらうらまのひをまがもたつる
ひの中へ小天下を掌おせうが君まがもたつるまがもたつる
しりまがもたつる理まがもたつるやそのあまのねが後室の
尾公陪臣の義時が世おまをまがもたつるまがもたつる
御らるまがもたつるおせうらまがもたつるまがもたつる
おあまのねが白河鳥羽の御代のまがもたつるまがもたつる
るまがもたつるまがもたつるまがもたつる後白河の御時兵革おま

神皇正統記卷之五

告義時義時乃
殺公院自頼朝
勤天下至是
三世凡四十年
而亡

後鳥羽帝子為
鎌倉主上皇不
許更請左川道
家三男頼経乃
賜之頼経年甫
二歲於是天下
之權歸於北條
氏

兼久三年帝傳
位於皇太子後
鳥羽帝之討北
條氏專參謀讓
及京師尚還干

て姦臣世をみぐる天下の民をしく塗炭におちらしき頼
朝一臂をふるひくくの乳をたひくげたり王室のふらさ
みうつるまぐちうらや九重の塵もまほまほ万氏の
肩もやひまるぬ上下堵をやひく東より西よりその徳
を伏せしむ實朝をくあやしくもむくものあまやのさ
こえはそれふまはるあやの徳政をくくつぐたやひ
くはくへはるだきたひまこくくをそれぬべくやも民
やひうゆまぐくが上天よりくみたまもく次小王者の
いづはくくくくやがあゆを討くきびなきまがわらうが
さび頼朝高官のゆる守護の職をたすふくれを法皇

佐渡
仁治三年九月
十二日崩干佐
渡国火葬雜太
郡真野山納御
骨京北大原

謹懐成

兼久三年後鳥
羽上皇召兵滅
鎌倉不消先是
上皇每擯武臣
專權置北面西
面武士習武事
欲召兵滅鎌倉
乃削義時官爵
土御門上皇諫
不聽三浦胤義
與其謀誅京師

の教裁をまるとたくとあぬそあやふはぐら後室
その跡をまがらひ義時ひはくくは権をくく人望
ふそびつあまくく下あひつまこまびあまといふる
らび一往のいそれくく追討せられんの上の御や
かやや申ひるなき謀反おこしたる朝敵の利を得たるよ
比量をそれぐたうくく時つたる天のゆるあぬ
あふらうたうひをく但下の上を刺さくくきけあたる非
道ちうはあふのなごの皇化ふあたぐひあふべきまがゆ
こまの徳政をおこさるれ朝威をたさるれを刺さるる
まの道あやそそのふらるるくくかあかえさるるうはる

申由三平巳卷之五

三十一

守護光季、微兵于五畿七道、有
押松丸、奉上皇
詔、東行密諭坂
東諸士、義村以
告、義時、義時大
驚、命議軍畧、義
時乃命、泰時時
房、將兵回朝廷
不明、詭構無極
汝、公敵而歸、不
克死之分、兵三
道、凡十九万、既
發、明日、泰時單
騎道還、見、義時
曰、芳令部署、既
聞命矣、若車駕
親征、則何以處
之、義時默思、良
久、曰、六軍親征

宜脫冒斷、茲委
身下吏也、自餘
無所避、於是諸
軍齊進、入京、諸
陣皆為賊所破、
中外震駭、帝及
上皇幸、叡山、賊
陷京師、上皇遣
使于義時、復本
官、止征討之詔、
義時帝徙於九
条院、上皇諸皇
子分幸海嶋諸
國、
北條氏建南北
兩府、於京師六
波羅、留泰時時
房、鎮之、曰、西六
波羅、

御皇正統記卷之五

世の治亂のまがら、御もよくめんが、いし、せたまひく、
たぐりの御も、ろわく、ば、于戈をうぶ、の、ゆ、く、
た、ま、ふ、を、う、ま、り、こ、や、ま、や、は、は、ふ、り、く、
み、う、く、を、御子孫の世、ふ、一、統、の、聖、運、を、ひ、く、
本意のい、ま、に、達、せ、ぬ、ま、あ、う、ざ、れ、が、一、且、も、し、づ、ま、せ、給
ひ、く、く、口、惜、く、も、な、さ、し、
○第八十五代後堀河院諱ハ茂仁二品守貞親王 後、
第三の子御母ハ北白河院藤原の陳子入道中納言基家の
ひ、ひ、め、を、う、入道親王ハ高倉第三の御子後鳥羽同胞の御

兄後白河の御え、び、ふ、も、れ、た、ま、ひ、御、
事、あ、ら、く、後鳥羽の御を、
親王尊号あ、ら、く、太上皇と申、
の例ハ文武の御父草壁の太子を、
の帝御父舍人の親王を、
王子を、
と、む、く、崇道天皇の号を、
一條院を、
天下を、
申、
二、三、

申、
二、三、

青延千日、後鳥羽帝不勝、且之怒起、無名軍、藤原公繼切諫、土御門帝亦諫、此之帝皆弗納、蓋帝之意以謂、義時一陪臣耳、王師誅之易如、拉朽、殊不知、東無樂上下、輯睦、所以亡其罪者、適足以激將士之怒也、及官軍一敗、歸罪群臣、以冀苟免、夫以唐德宗之不幸、其在奉天也、猶引咎自責、帝之不及德宗遠

のぶくく志をく政をくせたまひしが二十一歳ゆく世をくゆくおましくき

○第八十六代四條院諱ハ秀仁後堀河の太子御母藻壁門藤原の尊子攝政左大臣道家のむねあをり壬辰のやうをくお癸巳小改元例のごやう一とせむくをあをく上皇おくれたまひくうの外祖もく道家の大臣王家の権ををてむくの執政のごくおあをり東國おあふぎく往夷大將軍頼経もくらの大臣の胤子をれば文武ゆるみく権勢おもくくやを天下を治さめたまう一事十年俄く世をくゆくしたまう十二歳おましくき

甚矣其致播遷竟崩於海外非不幸也
天福二年五月崩于九条殿
諱茂仁

帝敕定家選新敕撰集泰時定成敗式目
帝容止詳喜怒不形色每召儒官談論經義如遇類御常假顏色恩眷均一而無有濫幸

天福二年八月六日崩於持明

○第八十七代第四十六世後嵯峨諱ハ邦仁土御門院第二の御子御母ハ贈皇太后源通子贈左大臣通宗のむねめ内大臣通親の孫女たり兼久のみぶれあをり時二歳少ゆせむきひたり通親の大臣の四男大納言通方父の院より御傍親贈皇后も御ゆるををりく収養し申くくおきたぐくゆをき十八の御年もや大納言さへ世をくゆくせくもいやも無頼ふたをたまひく御祖母兼明門院ふせんはゆらひましくくり二十二歳の御とく春正月十日四條の院あをり小晏駕皇胤もたり連枝の御子もあをり順徳院がしまふ佐渡おあをりましくりか

神皇正統記卷之五

院葬京東山觀音寺北山

諱秀仁

曆仁元年大將軍藤原賴經入朝

閏月盜竊畫御坐劍

帝幼冲遊殿無度宮廊塗以滑

石見賴御徒倒以爲樂誤自倒

而傷遂至不起

仁治三年正月九日崩于閑院

葬東山泉涌寺

御子達もあまの都ふとくまをたすひ入道攝政道家の
大臣の御子の外家小おをいりくああの御流を天佐小
流がたぐま流をのちのまふ世をいりんやおももれけ
るもやそのおもむきをあせ流をいりくれと鎌倉の義
時が子泰時をいりひ申しこの君をいりたぐま流をいりぬ
まらや小天命をいり正理をいり土御門院御兄あ御ら
かへもあたり孝行もいり聞えはせたまひいり天
照大神の闕慮小代つをいりひ申しをいりあもまをいりか
い大りの泰時をいり正の政をいりあもいり人まはげい
みりのおあむら公家の御をいりあもいり本所のわづ

諱邦仁

平泰時卒在職十九年

青山延于曰北條泰時之治國家至誠以待下節儉以化民水服器皿雖敵而弗改作百姓被其沢四海受其賜死之日民若喪孝妣夫風化之行擬如影響泰時身以陪臣位微官卑而其治効若此況人君居九五之尊

らひまをいりめいりうが風の前小塵をいり天の下をいり
ち志をいりまをいりかをいり年代をいりあをいりこをいりひをいりあをいり泰時
うカをいり申しをいりめをいり陪臣をいりいりあをいりく権をいりこ
やの和漢兩朝小先例をいりその主たる頼朝をいり二世を
いりまをいり義時をいりいり果報をいりいりあをいり家業をいり
め兵馬の権をいりいりたをいりまをいりこをいりあをいりさ
こをいりちをいり才徳をいりまをいりえをいり大名の下小あをいりこをいり
やあをいりん中ふたをいりせげをいりまをいりあをいり身まをいりいり
この泰時あをいりいり徳政をいりまをいり法式をいりいりいり
のれが分をいりいりいり親族をいりいりあをいりゆをいり武

有四海而朝天
下者乎孔子曰
君子之德風小
人之德草草上
之風必偃豈不
信哉

寛元二年北條
經時廢征夷將
軍藤原頼經以
其子頼嗣襲其
職時年六歲明
年經時以其妹
為夫人年十六
歲

山縣禎曰強臣
專權大率利如
主是以自皇室
之衰天皇稍長

則皆發禪位白
河上皇以降政
出院中源平氏
興而更制其君
而一時有三四
上皇鎌府亦效
之北條氏擅權
大將軍常不得
久其職唯幼冲
備位焉已至於
其屢逐主則專
橫亦滋甚矣

亦皇山系言卷之五

士まぐもいし一先く高官位をのぞむものなりまきその
政第のまゝふおやろへはれお滅びぬるの天命のまじり
とくさちを七代まぐたててりるをうれ可餘薫たれはう
らひちやそりちやとりひはれをいおを保元平治より此
こののみごころけしきお頼朝といふ人もなく泰時とい
ふもれちやうりまじりうの日本國の人民のちやうり
このいもれをよくししぬ人のゆゑも好く皇威のおやろ
へ武備のうらふちやちやおむつらひあやまりをい所々お
申もへるちやちやれが天日嗣の御讓おまじり世正紗おうへ
らせたまふおとちやちや用意ありへささちやのちやちやちや神

ハ人をおまぐりけりて本誓の天下の万民のみれ神物也
君の尊くまじりませや一人をたのしませぬ万民をくらり
むらこやの天もゆるさげ神もはれもいせぬいもれをさ
べ政の可否おまじり御運の通塞ありへとちやちや
えもへるまじり人臣とく君を貴ひ民をおまじりび天お
背くべしちや地おぬきあり日月の照はをいふささちもこ
ころのきたちくちく光おあたけちんこやちやちやちや雨露
のちどちをを見ても身のたぐりうらけちちやちやみふも
とんこやちやちや見たり朝夕お長田狭田の稻のたの
まじりちや皇恩ちやちや昼夜生井栄井の水のちやちやのむも

申皇山系言卷之五

三六

寛元四年、讓位皇太子、帝性恭慎、仁而愛物、依頼北條氏、推戴不敢自尊、當時海内安寧、庶民樂業、帝亦逍遙、遊歷怡自、適嘗造宮於嵯峨、龜山、移植芳野、櫻、最長和哥、詔基家為家等、選和歌親、能裁定、曰統古今集

神徳をまことおぼしむればありふさうせく欲をわ
しきまゝゆゝ私をゆきとく公をまじりてくゝるあり
たゞ世よひゆゝき理をばらばいもんや國柄をとも
仁ふあゝり兵権をあげたる人ともく正路をふまゆらん
ふおきそらつゝくうその運をまゝくまへき泰時をむら
しをゆゝよゆゝよくまこやありまこらありんう子
孫はきゆゝどのそゝあゝたれどうたぐゝげら法のま
まふおらぬひをねをおよそゆゝあぐゝ世をもうゆの
こを異朝のこやの乳逆もく紀をきたりおろされん
例もゆゝおたぐゝ我國の神明のらゝひつらづらぐゝ

梅松論曰、帝遺詔、令龜山、帝子孫世承大統、以長講堂、領殺後宇多帝、充子孫封邑、而北條時宗、建議之、狀見帝、為後宇多帝太子、自是後深草、龜山二帝之後、迭承皇統、朝廷之甲、替極矣

上下の分はごまねるゝうも善悪の報ひあきゝうふ因果
のこやをまむぬゝうゝげうらやをうゝぬこやゝもを
この近代の得失を見ゝ将来の鑒誠とせゝるるるをこたりそ
もくこれ天皇の正路ふゝるを日嗣をうけたまひゝは
きたらゝゆゝく奇瑞あをまゝまゝ土御門院阿波の國ふ
て告文をうゝせりゝく石清水の八幡宮ふ啓白せゆせた
まひをまゝその御本懐をまゝをまゝにゝはまゝく御願
をけゝされゝもあをれをら御事をうけあふ継躰と主や
ゝゝこのまゝをゝぬゝやゝまゆゝ壬寅のゝ御即位癸
卯の春改元御身をけゝゝみたまひをねゝゝや天下を城



諱久仁

北條時頼逐大將軍頼嗣還京師

時頼、癘將軍頼嗣還京師以後

嵯峨皇子宗尊為征夷大將軍

近衛兼経罷攝政其弟兼平代之是為鷹司家

祖先是道家長男教實為九條家嗣次男良實

号二條家三男實経号一條家

はめたまふこや四年太子を命をくまひくしつとも護國あり尊号例のごとく院中にくせをくせたまふ御出家のらもうらむび二十六年あまうらむ白河鳥羽よるれごあひあごやふめぐたき御代をめぐり五十三歳おまひくき

○第八十八代後深草院諱久仁後嵯峨第二の子御母ら大宮院藤原の嬉子太政大臣實氏のむらめぬ丙午のや一四歳あく即佐丁未お改元天下を治さめたまふこや十三年后腹の長子まひくしつとも御病おこしつたれは同母の御弟恒仁親王を太子ふたて護國尊号といの

各立其家称曰五攝家

嘉元二年七月十六日崩于富小路殿

諱恒仁

北條時頼來弘長三年也初泰時卒後綱紀癘死獄訟滋興時頼在職一守貞永式目遵鏡倉旧制士庶翕然悅服天下称治文永三年大將

ごや伏見の御代あご志をくく政をくせたまひく御出家あご政勢をく主上ふゆづを申しせたまふ五十八歳おまひくき

○第八十九代第四十七世龜山院諱恒仁後深草院同母の御弟をく己未のく即位庚申お改元この天皇を継継おあむめくおきくくや后服お皇子うまれたまひく後嵯峨をくやをひまひくしつとも太子お立たまひぬ後深草の御子もゆきたらくうまれたゆひくしつともひきくあたまひき太子ハ後宇多よまひ伏見御く四歳よ後嵯峨うくれゆせたまひてのら兄

宗尊親王為時
宗所遂還京師
以權康王為征
夷大將軍歲僅
三歲

文永五年蒙古
因高麗求通好
高麗奉書附使
獻方物以蒙古
書辭不遜並不
答

嘉元二年九月
十五日崩葬

諱世仁

建治元年蒙古
改國号曰元使

弟の御あそひおあそびせたまふことやあそびぬる關東
よる母儀大宮院ふたつての申しより先院の御素意へ當
今ふまゝまはしうをとおせしむるもされぬれはこやあそ

まゝ禁中あく政勢せぬをたまふ天下を成さめたるふ

こや十五年太子ふゆづる尊号とひのごとく院中より

も十三年まゝ世をくせたまふこやあそびたまふ後

御出家五十七歳おまゝくき

○第九十代第四十八世後宇多院諱世仁龜山の太子御

母の皇后藤原の菽子後下京極院と申左大臣實雄のむねめたる

甲戌のや即位乙亥ふ改元丙子のやよりるの宋の

幼帝徳祐二年ふあたる今年北狄の種蒙古おこる元國

やひひが宋の國を滅ぢる金國南の杭州より宋の東

ふやれり蒙古おこる先金國をせめその國をあそ世後

は江をくぐり宋をせめ今年はわよりるぼさる

辛巳の年弘安四年蒙古の軍おこるの船をそりくわが國

をとおる筑紫はく大いふ合戦あそ神明威をあらはす

たらしを現しうせむとそり大風俄におこる數十萬艘

の賊船みよ濤倒破滅しぬ末世やいとも神明の威徳不

可思議たる誓約のうもゆるはるこやあらぬおけりる

つたの天皇天下を成さめたるふこや十三年おひの

りたるのぐれまゝくして十余年あそ後二條の御門立

其臣社世忠何
文著等至長門
室浦北條時宗
命收社世忠等
送致鎌倉悉斬
之梟首
弘安二年元將
夏貴范文虎等
遣周福樂忠等
論以通好斬之
博多
四年五月元兵
大舉來寇壹岐
對馬六月侵太
宰府鎮兵擊破
之殺獲十餘人
元兵轉至鷹嶋
七月晦夜大風
雨海水簸蕩戰

艦覆没溺死者
無算鎮西兵衆
勢掩擊殺獲甚
衆請降者千餘
悉斬之元兵十
万得生還者僅
三人

史論曰時宗斬
元使或疑此激
元主之怒而速
其兵也嗚呼可
曰不然彼挾疆
大之勢以臨我
我屈伏以事之
彼將責我以稱
藩朝貢而陵辱
誅求之無厭也
夫赫赫天孫之
曹館取瑞穗國

代天子民之道
固無假於彼而
張夸辭以照制
我皇靈我也
時宗執其使而
戮之宜揚威武
震懷外國其舉
甚美矣彼欲洩
怒於我則我國
有備選將蒐卒
屯戍沿海軍固
之需一無所欠
故元主大興舟
師來寇而卒不
能得志雖由神
明之祐亦時宗
堅忍不拔之志
與防禦得宜之
所珍也元主割
艾不能再舉水

たせしむるに世をせしめたるに遊義門院とせしめしむ
御歎のあまらむや出家せしめたるに前大僧正禪助を御
師とせしむるに宇多圓融の例ふよや東寺ふく灌頂せしめしむ
ふめづるにうぶたふやき事侍りきその日の後醍醐の帝中
務の親王とせしむるに王卿の座おしめしむるに今のお
ちかきとせしむるに二條うられゆきたまひしにのらひや
世をいやすとせしめたるに嵯峨のおく大覺寺やいよやあろふ
弘仁寛平のむらりの御あきまたるに日く御寺をたあま
立てておとなきをたまひしにそのち後醍醐の帝位ふつ
きまらるるに世をせしめたるに三

年むらるるにあまらるるにゆづるにき大うこの君の中古
よらるるにあまらるるに御さすにぞ申さるるに文
學の方も後三條のちあいのちの御才きとせしめ
しむるにや寛平の御誠あに帝皇の御學問に群書治
要をたすにたすに雑文もたすに政をたすにひたす
ふれど見えたるにやゆれど延喜天曆寛弘延久の帝にみ
か宏才博覧ふ諸道をとせしめしむるに政事もあきとふ
まらるるに二代にやあまらるるに寛弘延
久を賢王とも申めるに和漢の古事をとせしめしむるに
政道もあきとふに皇威もあきとふに理

申

三十九

無西陲之虞時
宗之功不亦偉
乎

又曰龜山上皇
深憂之上御筆
書于宗廟祈以
身代回難於是
颯風大作俄敗
其舟蒙古三將
各扶堅艦衆之
逝去棄士卒十
余万于嶋菊池
等兵捕其殘兵
三万余人于五
竜山下斬首博
多嶋僅赦三人
帰国以語其主

尚書しやうしよ小亮せうりやう舜禹の徳をあらむるありしを稗ひ書と
りて傳説ふでわが殷いんの高宗かうそうと成なりくたるも事古ことふるに師しとされ
し世よふながきこと説わがまらぬるやとらるるあり
りるこよ元士良げんしりやうと近習きんじゆの官者くわんしややく内権ないけんをも極きり
たる刻人せきじんたるその黨類たうりゆうおもくたる人主ひとぬしよ書を見せ
たるまはるるもあそびたもこれも御みとら
るみだるべし書を見と道みちをもたまたまらるるや
いふせぬたらしひる今もあそびたもこれとあや寛平かんへい
の群書治要ぐんしよぢやうを宣のたまひたる部ぶせむもふ似たるた
この書ハ唐たうの太宗たうそう時の名臣めいしん魏徵ゑいぢゆうもえんをせられ

弘安十年讓位
皇太子太子即
後深草上皇於
二子而年長於
帝二歳鎌倉奏
請上皇久待其
登極宜讓宝祚
帝速從之自是
帝曰新院後深
草上皇曰本院
龜山上皇曰中
院

元亨四年六月
廿六日崩於大
覺寺葬蓮華峯
寺傍山

五十卷の中ふありしゆり經史諸子きんししよしまごの名文なぶんをのせたる
全經ぜんきんの書三史さんし等を常とこふ人のみせたるこの書よのせ
たる諸子しよしたる見りたるのそくをたらしむる名をたふし
らぬたぐひもあそびしゆり万機ばんきをもたせたるもんあそれ
まごもれをせたるもよとらるるたきもや本經ほんきん等を
たらしむるもよとらるるたきもや本經ほんきん等を
てあれは經史きんしの御學問みくもんのうへふこの書よ御覽みらんと諸子
等の雜文ざつぶんまごたるとももの御みとらるる寛平かんへいのうへふ
りまされもせたるひたれがよや周易しよゐのうへふ道みちと愛あい
成なりたる博士はくしふらひせせたるひき延喜えんぎの御みとらるる左右さうぶふ

申上三云

三十一

あさむね菅氏輔佐しつゝまづつれきそのくらしも紀納言
善相公等の名儒ありつゝ文道のゆゑをなすこと
上古ふおよむとき此御誠ふけまゝ天子の御學問さま
かくとも申人の侍るあはれまゝ事なう何事も文の上
やくよく断簡ありべきをやこの君在位もくも政事
らせたまふ院もくも十余年閑居し給へりつゝ替古
ふあきつうふ諸道をせたまふちつゝ御出家の後
もねんぶらふおれをせまゝくき上皇の出家せしむ
たふ事ハ聖武孝謙平城清和宇多朱雀圓融花山後三條
白河鳥羽崇徳後白河後鳥羽後嵯峨後深草龜山ふまは

は醍醐一條ハ御病ありてをせしむたまひつゝ
うふあきつゝ聞えしをくく戒律を具足し始終く
事をく密宗をきけめく大阿闍梨をもくせしむたまひ
事ハやあやうなき御事をこの御事なふ一統の運をひ
らり有徳の餘薫をあたひたまへる元亨のとき甲
子六月ふ五十八歳まゝくつれまゝくき

評註
校訂 神皇正統記卷之五 畢

神皇正統記卷之五



Faint vertical text in a rectangular frame, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

三十三

